

令和2年 第1回定例会
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和2年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和2年3月6日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	河野龍二	副委員長	金子恵
委員	八木亮三	委員	西田健
委員	浦川圭一	委員	内村博法
委員	安藤克彦	委員	西岡克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	参事	森本陽子
--------	------	----	------

説明のため出席した者

総務部長	山本昭彦		
(地域安全課)			
課長	宮崎伸之	課長補佐	畑中隆徳
(総務課)			
課長	荒木秀一	係長	関口直人
(農業委員会)			
局長	村田佳美	係長	森雅之
教育次長	森川寛子	教育委員会理事	金崎良一
(教育総務課)			
課長	宮司裕子		

本日の委員会に付した案件

議案第3号 長与町犯罪被害者等の支援に関する条例

議案第4号 長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

開 会 13時13分

散 会 15時00分

○委員長（河野龍二委員）

定足数に達しておりますので、総務文教常任委員会を開会します。

令和2年度第1回長与町定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第3号長与町犯罪被害者等の支援に関する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議案第3号長与町犯罪被害者等の支援に関する条例につきまして御説明をいたします。今回の上程につきましては、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立いたしまして、平成17年4月から施行され、国、県、市町村について地方公共団体の責務が定義されております。これに伴いまして、長崎県におきましても令和元年7月16日、長崎県犯罪被害者等支援条例が施行されております。本町におきましても、犯罪被害者等への総合的な支援を推進していくための必要な事項について定める条例の制定でございます。犯罪被害者等が発生した場合に、1日でも早く平穏な暮らしを取り戻すために、被害の軽減及び早期回復を図ることを目的としております。主な条項につきましては、第6条に支援を総合的に支援するための窓口を設置するということで、ワンストップ対応。何度も関係機関の方に説明をしなくてもよいように体制を整えるものでございます。第7条で見舞金の支給を規定し経済的支援を行うこと。この2点が主な条例の趣旨となっておりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

幾つかお尋ねしたいと思います。この相談があった時点でその内容をある程度内部で検証して支援センターなりに橋渡しをしていく役割になるのかなと思うんですけど、その被害者の情報は、警察などとの連携の中で直接町の方に来るものなのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

委員がおっしゃったとおり、警察の方から情報の提供をいただき、その方にのみ対応するという形になっています。この対象者につきましては、警察の方で判断して各関係機関の方に情報提供し、対応していただくということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

先程6条が体制整備ということで御説明がありましたけれども、本町での担当窓口は

地域安全課の危機管理専門員になるということで、確認なんですけど、いかがですか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今回の窓口につきましては、地域安全課に設置するという形で対応をさせていただいております。課の方で対応したいというふうに考えておりますので、基本的には交通防犯係の方で対応したいというふうに思っております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

もう1点、3条なんですけど、被害者の支援に関する施策を実施するというので、他市町では電話とか面接の相談だけではなく、病院とか裁判所への付き添いなども想定しているという所もあるんですけども、本町の場合は支援策としてどのようなものを考えておられるのか、想定ができていたらお尋ねをしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今回の条例の制定につきましては、まず庁舎内におきます犯罪被害者等の支援ができる関係。死亡の場合は死亡届を提出するという形でまず住民係の方に提出があり、その方々が国民健康保険であったり、介護保険に加入しておった場合には健康保険課であったり、介護保険課の方に出向く必要がございます。そういう手続きをするに当たりまして、そういう精神状態で対応ができないということで、私達の窓口を通しましてお手伝いをさせていただくという状況を考えております。また、おっしゃったように町の関係機関以外に必要な場合はそちらと連携を取るように。また、先程も申しましたが長崎県の方の条例も制定されておまして、各関連機関との連携という形で組織が組まれておりますので、そちらの方とも連携しながらやっていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木議員。

○委員（八木亮三委員）

この条例の基になる法律が犯罪被害者等基本法という法律で、数年前にこの法律ができるまでの経過を書いた本を読みました。全国犯罪被害者の会の皆さんやその支えた弁護士の方が8年間掛けて被害者に寄り添った、いろんな画期的な制度を盛り込んだ法律を作ったということですので感動しました。今回、こういう条例が本町でも制定されるということもすごく素晴らしいことだと思うんですが、犯罪被害者等に支援を行う各自治体の条例の中には、無利子で貸付金を貸し付けるというような内容も盛り込んだ条例

もあるみたいなんです、そういうところまでは話は至らなかったのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

本条例を制定するに当たりまして、長崎県の方から基本となるフォーマット等が示されております。その中で長崎県を含めた会議が何回かございまして、現在のところ、犯罪被害者に寄り添った一番必要な形が、できれば見舞金の支給をお願いしたい。国の制度の中にも見舞金制度を含めた犯罪被害者等の支援制度が設けられておりますが、半年以上支給までの時間が掛かる、もしくは申請してから受理されるまで半年時間が掛かるとなると、近々の生活に及ぼす状況が見受けられるということで、まずはその見舞金制度を各自治体で制定していただけないかというところから始まりました。財政的な面も含めまして、先程おっしゃったように貸付金制度の方も全国的に設けている町はあります。ただ、今回につきましては、まず見舞金制度を制定する条例の制定という形で、長崎県の方もそういう準備をさせていただきまして、今回の上程になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木議員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますと、この見舞金については申請があつてから例えば何日以内に支給するか、そういったものはある程度考えられてますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

こちらについては申請があつて受け付けが完了しましたら、通常の支給と同じように14日以内に支給するというのが前提になっております。当然、申請書のチェック等がありますので、問題がなければ早急に支給するという形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

確認しますけども、この申請はあくまでも御本人がこの様式に書いて申請するのが第一だと思うんですけども、先程言われたように被害者の方は精神的にということで、町の方がその被害者のために、この様式等を説明して、率先してやっていただくという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

おっしゃったとおり窓口を設置したのは、そういう寄り添った形でほかの部署に行っ

ていろいろなことを手続きをしないで済むような対応をしていきたいということで、条例化させていただくことにしておりますので、当然ですけど、記入についての自筆は必要になりますが、それまで一緒になって作成して支給するというのを考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

6条2項で支援を総合的に実施するための窓口というのが書かれてるんですけども、具体的にどのように考えているかというのをお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

先程もお話をさせていただきました地域安全課の交通防災係の方に窓口を設置した形で、警察署の方との連携を取りまして該当する方が窓口にはいらっしやいますという連絡をいただくような形態を取るようしております。その方々が警察を通して、いついつこちらに見えたいというような要望をいただきまして、私達の方がその体制を整えていくという形の窓口を考えております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

犯罪等っていう文言が2条にあるんですけども、長崎では凶悪事件等はあまり起こらない。起こってない状況、本町でもですね。被害というと、一番大きいのは交通事故により亡くなられる方。交通事故で跳ねられて亡くなったとなると、これは果たしてこの犯罪に当たるのかどうか。条例の対象になるのかどうかということなんですけれども、規則では過失行為を除くと書かれてる部分があるんですよ。ということは、それは先程申し上げたのは当たらないという判断、ここのところの説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

ここで申します犯罪等という言葉を使わせていただいているのが、犯罪という言葉につきましては、刑法とか、そういう法令のところで使われる用語になっておりまして、大きな事件に対しましては犯罪ということになります。今回の条例化した犯罪等という言葉につきましては、交通事故の場合は別途の国の補償制度がございますが、そういうものに乗っからない部分については相談窓口で対処したいということで、こちら条例の方に犯罪等。また、ストーカーの方なんですけども、ストーカー規制法は何回か繰り返し行為を行わないとストーカーと認められませんが、1回でもそういう行為によって被害

を被った方の御相談に乗る部分については、この条例で対応したいと。先程あった交通事故で死亡した場合とか、そういう死亡した案件についてだけ見舞金の制度を我々の方は規則の方で上程させていただきまして対応するという形でございますので、窓口におきましては、今言われたような交通事故の対象者につきましても相談に乗ると。関係機関とお話し合いをさせていただく分について窓口で対応したいという考えでございます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

理解しました。あと、町民という言葉があるんですけども、被害に遭った方が亡くなった場合には町民でなくても遺族が町民であれば支給を受ける。ただし、亡くならなかった場合には、町民でないと支給を受けられない。こういう理解でいいんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

ここで使っている町民というのが、先程も申しました見舞金の支給を受ける場合は、長与町に居られる方が申請者である場合のみ支払いをするということで町民という言葉を使っております。死亡の場合は御遺族の方、親族の方が長与町に住んでおられる方が長与町に申請をして、長与町の見舞金を受け取るという形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

もう1回確認ですけれども、長与町民が被害に遭った。でも遺族が長与町民でなければこれは適用されないという理解でいいですね。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

見舞金の支給につきましては長与町民の申請という形になります。相談につきましては、長与町でもし事故に遭われた関係でありましたら、長与町の方で相談も受けるというのを条例の方で定めております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これは条例じゃなくて規則について。規則はここで審議とか議決を行うわけではないんですが、申請書は被害に遭われた遺族が書かれる書類だと思うんですね。行政というのはそうなのかもしれないんですけど、堅い言葉というか、もう少し文言に配慮をいただきたいなっていう部分があります。具体的には申し上げませんので、もうちょっと

実際に書かれる方の立場に立って、問いかけ方ですね。そこを内部で検討をしていただけだと思います。これは意見に留めておきます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

見舞金の額なんですけども、ここに記載されてます額というのは町独自の額か、それともほかの自治体と同額になってるのかをお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

金額について正式なものはありません。条例化をしました市町において全国的にこの金額が根づいておりまして、同じ犯罪被害者の方が地域により格差があってはいけないということから、全国的な金額を長崎県の方でも採用するようにしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、交通事故も対象になるということでは言われたんですが、例えば事故に遭われて、当て逃げとかひき逃げの被害者になれば犯罪被害者になるかなど。私の解釈なんですけど、一般的な事故で怪我をされた方っていうのはこれも対象になるのかどうかですね。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

その方の犯罪による被害を受けた内容、心のケアも含めて、そういうものには町として窓口の方で受け付けをさせていただいて、見舞金の支給に関しましては当然そういう方については支給をせずに、通常の交通事故の場合の補償制度に則った形で、補償制度がしっかりされておるということで対象にはなっていないという形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

1点だけ。第5条の犯罪被害者等の就労及び勤務というところで、先程ストーカーという言葉が出ましたけれども、例えばストーカー被害に遭った場合、就労先にストーカー被害に遭っていますということで、働き場所とか何とかって犯罪者の方に分からないようにという配慮が必要だと思いませんか。そういうときって、事業者の責務となって

おりますけれども、こういった事業者への周知とかお願いというのは事前に何らかの機会のときにされるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず、事業者をこういう形で条例の方に載せさせていただいておりますので、この条例が承認いただけたあとに後方的なソフト面のまず活動に入ります。そういう形で長与町はこういう条例を制定しましたので、事業者についてもこういうケースの場合、二次被害という言葉が今回使わせていただいておりますが、そういう被害に遭わない体制作りの協力依頼という形でソフト面での後方活動に入ります。それと、先程言いましたそういう犯罪が起きた場合の事業所に対する場合も、この条例に則ってお願いをするというのを我々の方でやらせていただくことになってまいります。関連機関という言葉を使わせていただいておりますので、特に我々だけではなく、県、県警も含めました対応になってようかとは思っております。長崎県の方でも、すでにそういう形の対応の組織作りが県をトップにできておりますので、そこで対応していきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この規則の犯罪の定義なんですけど、犯罪って言ったら通常過失犯も含むんですけれども、ここでは正当な行為とか正当防衛、それから過失犯が除かれてるわけですよね、この3つが。それに類似したところで37条が緊急避難、急迫性の侵害に対して避けられない他者の権利を侵害したりという緊急避難とか。それから39条は心身喪失で責任を問われない行為とかですね。それから41条は14歳未満は罰せられないと。通常の犯罪の定義ということであれば過失犯も含むんですけれども、犯罪被害者等の支援に関する法律でこれは除かれてるんですか。法律でこういう定義されてるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

委員がおっしゃったそれぞれの犯罪の対象となるか、ならないかにつきましては全て警察で判断をして、私達に情報を提供するっていうことになっておりまして、条例に制定してます相談窓口につきましては、今言われた刑法以外のいろいろな状況のものに対応していただきたいが、見舞金支給の規定を規則で定めさせていただくようにしておりますが、そちらについては、あくまでもその刑法上の殺人事件で死亡した方、もしくは重傷病を負われた方について支給をしていただく規則を定めさせていただいてるという状況でございますので、今言われたような刑法上に係らないような、もしくは精神的な問題があった場合については相談という形で条例で対応する。窓口では対応して、いろ

いろな被害者の方に支援をしていきたいというふうな条例になっております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この規則なんですけども、恐らく統一的にほかの自治体も作られているんですよ。なぜかっていうと、この緊急避難と正当防衛っていうのは区別がなかなか難しいケースがあるんですよ。だから一方では、この緊急避難は行為を認めるとか、それから正当防衛はこの規定から除きますよとかになってるんで、微妙なところもあるんです。だから統一的にそういう定義をされたのかどうか。そこだけ聞いて終わりにしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

規則につきましても、県警が長崎県を通じまして、こういうひな形でお願いしたいというのを長崎県下の市町の条例制定に向けて示されております。文言につきましても、それぞれ今言われたようなことを県警に投げかけて話をさせていただいておるんですが、犯罪の判断をする機関が、申請があつてから6か月程度掛かる場合もあると、ケースバイケースで警察も判断をさせていただきますので、こういう形の文言で、規則の方を統一した形で載せていただけないかというのが趣旨でございました。先程言いましたように相談の段階は条例で、見舞金の支給については規則で定めて、条例で何とか犯罪被害者の支援ができないかという形を制定させていただこうということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

八木議員。

○委員（八木亮三委員）

質問ではないんですけれども、この基になった犯罪被害者等基本法っていうのが成立するに当たって、その活動の中心となった全国犯罪被害者の会の中心的なメンバーの方で、確か平成6年頃に長崎県の方だったと思うんですけれども、女性の方で事件に巻き込まれて全身90%の火傷を負って働くこともできなくなって、そういった状態で役場に生活保護を申請しに行ったら、加害者から賠償してもらいなさいって言われたりとか、そういった扱いを受けたりして、そういった経験があつたからこそ、こういう法律を作ろうと立ち上がられたと確か本で読んだんですが、こういう支援する条例というのは非常に素晴らしいと思うんですが、運用するに当たっては逆に相談に来られた方がたらい回しにされたり、冷たくあしらわれたら却って心の傷が逆に2倍、3倍にもなったりするっていうこともあるのかなと思うので、運用に当たっては是非、被害者の方に本当に寄り添って運用していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

まず、窓口の対応が現行職員で対応されるんですか。先程言われるようになり精神的な問題も含めてケースワーカーみたいな人が対応するのが、いろいろな意味でベストとかなというふうに思うんですけども、その辺はどのように考えてらっしゃるのか。

○委員（金子恵委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今言われたように、そういう必要な方々を窓口で受け付けをさせていただきまして、連携の下にそういう方々をそういう所に我々がお連れするという窓口の役目が主なものとなっています。うちの窓口だけでできるっていう形ではございませんで、庁舎内の連携、県の組織の連携、民間組織団体の連携という形で今回の条例という形になっておりますので、必要な所に我々が案内するという形。先程も言いましたけど、たらい回しにはしないように、うちの方で総括して何ができるかという御相談もするという形で対応したいということで、職員の方で対応をすることも考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

理解しました。それと今いろんな議論を聞いてて、いわゆる犯罪被害者を確定するもの。例えば加害者がいて、被害者がいて、罪に問われて初めて犯罪。その犯罪被害者、いわゆる遺族が犯罪被害者となるものなのか。何か凶悪事件が起きて誰かが亡くなって、その時点でその方は遺族として犯罪被害者となるものなのか。加害者が誰と特定されなくてもそういうふうになるものなのか。その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○委員（金子恵委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

条例2条の用語の設定で犯罪等という形で（1）で上程させていただいておるんですが、まず、犯罪等の等の部分につきまして、今委員がおっしゃったように判明ができない。交通事故なんかそうなんですけども判明ができない、加害者、被害者の立場が分からないような状況で、そういう被害に巻き込まれた方々がいろいろな精神的負担も二次被害も含めまして、そういう相談ができるように、（1）の方を犯罪等とさせていただいております。全国的に犯罪という形で謳っておる所につきましては、犯罪でございますので、刑法上の処罰を受けなければならない事故等に対します救済になりますので、

長与町の場合は犯罪等という形で犯罪に準じた心身的な被害を及ぼすような行為を含めまして対応したいという形で、今回の条例とさせていただきます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

いろいろな状況の中で被害者だと警察が判断すると。警察が判断したものを犯罪被害者として見舞金の支給だとかっていう対応になるということで、これは警察にしか判断しようがないものなのか。行政の窓口に来て、警察が判断しなくても行政の窓口でいろんな対応する中で犯罪被害者だと見舞金を支給するという想定はないんですか。

○委員（金子恵委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

相談につきましては、私たちもいろいろな対応をしたいと考えております。しかし、見舞金の支給につきましては、犯罪の関係がございまして警察の方で判断いただいたものという形で対応していきたいというふうに考えております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

これは刑法犯による犯罪被害者の救済であって、民事による救済ではないんですね。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

条例につきましては、民事、刑法、いろいろ法律の中での被害者、加害者が出てくると思うんですが、相談自体は今も私たちが消費生活センターと同じような案件について相談を受けておりますので、相談は受けることになろうかと思いますが、まずもって見舞金支給までの関係につきましてはの定めをさせていただいてるということで、刑法犯罪者を警察の方で判断されて、条例に該当する方がいましたという連絡をいただくという形で、警察の方もそういう形で言い切ってくださいということで話を受けております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号長与町犯罪被害者等の支援に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本会議で付託を受けました、議案第4号長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議案第4号長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。今回の改正につきましては、平成29年度地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による改正で、地方公務員法の特別職非常勤職員の要件が厳格化されております。専門的な知識経験等に基づき助言、調査及び診断等の事務を行うものに限定されたことによりまして、従来の特別職非常勤職員として任用してまいりました交通指導員の任用形態が変更されたための所要の改正となっております。御審議の方よろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今説明があった地公法の改正部分はどこなのか。幾つか改正点が上がってますよね。

今回、改正に合わせて整理した部分というのを分けて説明いただけないでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

地方公務員法の3条第3項第3号に特別職非常勤職員の要件を厳格化という形で、今回、条例の改正に至っております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

一個ずつときます。5条の2で「町長が委嘱する」ってされてたのが消されてますよね。誰が委嘱するのか分からなくなってしまってるんですよね。なぜこういう改正が行われたのか。それは法の改正によるものなんですか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今まで交通指導員という特別職の非常勤職員、地方公務員という形で対応をさせていたただいていたものにつきまして、今回、任用の改正という形でスタートすることになりました。交通指導員につきましては、私人もしくは有償ボランティアとしての立場になるということが示されております。委嘱という形は地方公務員として任命する場合に使われる用語であって、そちらについては相応しくない部分でもあると。ただし、私どもとしましては、指導員の処遇につきまして現在と同じような体制を取れるように文言を残させていただければという形で、今回の議案とさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今ので理解できました。委嘱、あと町長の命を受ける。これがいわゆる非常勤の特別職に使われる言葉であって。ということは、委嘱は課長なり何なりで行えるっていう理解だと思うんですね。あとでまた付け加えて貰いたいんですけど。それで今度、新設の4項の部分、これは今まで無かったのが新設された。従来も支出が行われてたと思うんですけども、その点についてお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今回、追加させていただいた部分につきましては、今まで特別職の非常勤職員という形で報酬で支払いをしておった部分、費用弁償で支払いをしておった部分があったんですが、私人、有償ボランティアという形になりましたので、報償費もしくは旅費等について、この部分で支出ができるように体制を整えたという形で上程しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

ということは、もう委嘱無しと理解してよろしいんですね。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

この文言につきまして、委嘱っていう部分を条例からは外しておるんですが、本来こういう有償ボランティアの方につきましては、委託をするという言葉が法令的に使われる形になってまいります。そういうことで委嘱状というのが交付はできないということでございましたけども、この業務を委託させていただくっていう形を取らせていただければというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

私も大いに関係がありますので、もう少し聞いてみたいと思います。業務委託っていう認識で良いんですよね。報酬から費用弁償に変わる。謝礼か。しかしここに準用して費用弁償を支給すると書いてるんで、これが謝礼に当たるということですか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

先程任用の関係が私人、有償ボランティアという形でお答えさせていただきましたので、そういう方々についての年間の謝礼っていう形で報償費の方で支給をする形になります。費用弁償等につきましては、旅費とかを含めました出張行為があった場合とか、そういうときに問題なく執行ができるように、こういう文言が使われております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今まで非常勤の特別職、公務員扱いということで補償がついてましたよね。いわゆる公務災害ですね。公務っていうのは公の。これについてはどのような扱いになるのか。全国的なことで上の考えもあると思うんで。その点も紹介していただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今言われたように公務災害の問題で、今回の交通指導員の分が支給に当たらないというところからまず始まりまして、これが一番の問題だということで、私どもの方から長崎県全体の問題ということで、町村会の方で県下の交通指導員の公務災害的な保険を一括で扱っていただくような形で、そちらの方に私たちが負担金としてお支払いして加入をさせていただくという形で同じ対応させていただくことを、今回の一般会計予算の方にも計上させていただいております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

現行の第4条ですけど「協議会は、町長の諮問に応じ、次の事項について調査審議を

行い」という形であるんですよね。先程から言われる業務を委託してる方々に対して、諮問というのがどうなんだろう。できないことはないのかもしれませんが、第4条は変わらないんですよね。だからこの辺はどう捉えて。そのままもうこういう形でやっていくのか。ちょっと考え方をお伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

長与町の交通安全の保持に関する条例につきましては協議会等の業務の条例となっておりますので、そのうち交通指導員に関する部分を今回上程させていただいております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号長与町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時04分～14時14分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本会議におきまして本委員会に付託を受けました議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律において特別職非常勤職員の任用要件の厳格化が行われることに伴いまして、附属機関の設置状況についても併せて見直しを行うものでございます。従来から地方自治法第138条の4第3項の規定により、普通地方公共団体の事務執行に関し、

調停、審査、諮問または調査等を行う組織として、法律または条例の定めるところにより附属機関を設置することができるものとされているところをごさいます、これに関しまして、部課長会議など町職員のみで構成される内部的な事務処理機構にあつては条例によらなくても良いこととされており。また、職員以外の外部の者が構成員として参加することになると、附属機関該当性を有するために条例で設置しなければならないものと解されており。そうした中で、地方公共団体の実務におきましては、法律条例設置の附属機関に類似する事実上の附属機関ないし準附属機関というべきものが規則や要綱によって設置されてきた経緯がございます。附属機関の構成員につきましては、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職非常勤職員とみなされる一方で、準附属機関に関しましては組織の性格そのものの法的根拠がないことから、その構成員の身分をどのように取り扱うについても特別職非常勤としたり、あるいは私人への委託とするなど解釈が分かれるところでもございまして、これまでも各自治体において異なる運用がなされてきている状況でございます。本町におきましても、規則、要綱設置の準附属機関という組織が存在しており、こうした組織の運用状況と特別職非常勤職員に係る報酬根拠等を総合して整備することを図り、本条例の改正を行うものでございます。

それでは具体的な改正内容につきまして御説明を申し上げます。お手元の新旧対照表を御参照願います。まず、第1条及び第2条に見出しを付するものでございますが、これは現行の条例に見出しが無いことから形式を修正するものでございます。次に改正前の第3条に関しまして、本条は町職員が例えば充て職などで附属機関の委員を兼ねたときに報酬を支給しない旨を規定した条文でございます。現行の条文でも特別職との兼職関係について規定しているとおおり、本条の内容は議案第6号にあります特別職非常勤職員の報酬に係る条例で本来規定されるべき内容であるとの考えから、本条では削ることとし、議案第6号において同内容の条文を追加することとしております。別表の改正につきまして新旧対照表、別表部分をお開き願います。先程申し上げました、これまで規則または要綱等において設置しておりました準附属機関と言うべき組織につきまして、本条例に追加しております。該当する組織については赤字で表記をしておりまして、まず1ページ目でございますが、上から長与町地域ボランティア基金管理委員会、続いて長与町要保護児童対策地域協議会、長与町養護老人ホーム等入所判定委員会。2ページ目をお願いいたします。上から長与町地域ケア会議、長与町保健対策推進協議会、長与町フッ化物洗口推進協議会、長与町予防接種健康被害調査委員会、長与町農業委員会委員候補者評価委員会、長与町経営・生産対策推進会議、21世紀ふれあい基金管理委員会、長与町就学支援委員会、長与町立学校通学区域検討委員会。続いて3ページ目をお願いいたします。上から長与町奨学資金運営委員会、長与町文化振興審議会、これら14組織となっております。これらは令和2年度から新たに設置する組織ではなく、いずれも町の組織としてこれまで活動実績のある組織でございまして、その構成員につきましては、大部分が特別職非常勤職員としての取り扱いをしてきたものでございます。こ

のほかの改正でございますが、2ページ目をお願いいたします。下から5行目の長与町農業振興協議会の箇所、赤字で表記しておりますが委員の数を15人以内から11人以内に変更しております。これは平成17年当時、この組織のスリム化を図る観点から委員数を減らし、当時より11人以内での運用を行ってきております。今回その実情に即して改正をお願いするものでございます。また、表の一番右端になりますが、担任する事務の欄でございます。趣旨の変更がない範囲で表現を揃えるための字句の修正を行っております。それと大きく変わっておりますのが附属機関を列挙する順序でございますけれども、例規の体系順序に合わせて今回並び替えを行っておりますところでございます。附則といたしまして、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上が改正内容でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

町長がずっと新図書館の質問を受けるたびに、一定の目途が立てばということをおっしゃっていて、昨年末に高田南土地地区画整理事業の入札も終わりました。一定の目途が立ったかなと思っていたんですが、今回、新たに例えば新図書館について検討するような構想委員会ですとか検討委員会のような、そういった機関を新たに設置するというような話はなかったのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

今回のこの条例に併せまして見直しを当然行ったところでありますが、その際にも新図書館に関するこういった新たな委員会の設置につきましての話というのは何っておりませんので、今回見直しに留めるということでの上程をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

附属機関の属する執行機関ということで町長部局になろうかと思うんですが、この委員の中に議員が委員として入ってる部分もあるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

全部を把握してはございませんけれども、例えば今回委員数の改正をお願いしております長与町農業振興協議会の方には議員が入っているというふうにお聞きしてお

ります。その他含まれている可能性もございますが、この辺は把握をしておりません。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

次の議題にも関係するんですが、あくまでも町長の執行機関ですよ。そこで審査をして行政の何かを決めるわけですよ、方向性とか。一方、議員はそこをチェックする立場の人間なんで、そこは問題にならないんですか。委任をするときに。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

附属機関に関しましても、議員にお願いをしていることは、議員という立場での参画、例えば内容を投げたときに答申をいただくとか、そういった立場でしていただいているものでございまして、特段それが問題になるということではないと認識しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

確認的な質問になるんですけれども、ここに掲載されている会議とか委員会以外にも長与庁内には幾つかございます。今回、前の条例と見比べたときに、増えてる分は赤で書かれているんですが、無くなってる委員会、この一覧から消されている委員会もあるわけですよ。長与町環境審議会が無くなってると思います。ということは、ここはどう考えたらいいのか。説明いただけますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

町長の提案理由の中にはございましたけど、私のただいまの説明では漏れておりました。今回この附属機関全体的に見直す中で附属機関という立場を考えたときに、当然、条例による設置規定というのがないといけないと。条例に規定する要件を満たすためにということで作業を進めてきたところ、長与町環境審議会については公害防止条例の中に設置する規定がございました。また併せて今回の附属機関の設置の改正する条例の中にもありました。2か所で設置の規定があったということが判明いたしましたので、これは法の内容、規定等を満たす上ではどちらか1つにあればいいということで、個別条例でその規定の旨があるから、今回の一覧とされてます附属機関の条例からは削ったところでございます。なお、先程委員からも話がありました多くの委員会、審議会、まだほかにもございます。こういったものが今回この附属機関の設置に関する条例に掲載されてないというのは、そもそもがその審議会運用等を定める個別の条例がございます。

その中で設置規定を設けておりますので、法で言う設置の規定を条例で定めるところはクリアをされておりますので、その部分は問題なく、まだ複数存在もしてるところでございます。今回は重複するものを1つ削るというような内容でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

このほかにも表彰審議委員会とか、それから民生委員ですかね。これを決めるための委員会とかあるわけですよ。これは附属機関じゃないということで、諮問機関とかいろんな呼び方があるんですけども、それと比べてこの線引きがどういう風になってるか、そここのところを教えていただきたいなと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

委員御指摘のとおり附属機関の設置に関する条例では、今の2つの機関については掲載されておられません。まず1つ目の長与町表彰審議会は長与町表彰条例の中で設置の規定を設けております。もう1つ長与町民生委員推薦会は民生委員法の中で設置を規定されてございますので、条例の中での規定が不要ということで御理解をお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

本委員会に付託を受けました議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を御説明させていただきます。こちらは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律におきまして、一般職及び特別職の職員の任用要件の厳格化が行われたことから、必要な移行手続きを図るものでございます。特に特別職非常勤職員につきましては、制度がこれまで不明確であり、各地方公共団体によって任用形態や勤務条件等に関する取り扱いが異なる状況でございましたが、今般の改正によりまして、会計年度任用職員制度という統一的な取り扱いが定められることに伴いまして、これ以外の特別職非常勤職員制度等につきましても職務が明確化されることとなり、これに基づく特別職非常勤職員の職に関して整理を行うために所要の改正を行うものでございます。それでは個別の改正の内容につきまして御説明をいたします。お手元の新旧対照表をお願いいたします。まず、第2条に但し書きを加えたことにつきまして、議案第5号でも御説明をいたしておりますが報酬の重複支給の禁止規定を設けたものでございます。町職員が本条例の別表に掲げる職務等を充て職などで兼務することなどがございまして、その職務に係る報酬は原則として支給しない旨を規定しております。この内容は地方公務員法の趣旨から解釈されるものでございますので、条例上の特段の規定は不要とする向きもあるところですが、議案第5号の附属機関設置条例の方から削った経緯もございまして、本条に確認的に規定をしたものでございます。次に、第3条第4項及び第5項につきましては、本規定は、旧制度のいわゆる嘱託職員に係る通勤費を支給する旨の規定でございしますが、これらの職種は会計年度任用職員に移行することとなり、通勤に要する費用に関しても長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例により規律されることとなるため、本条例から削ることとしております。次に別表をお願いいたします。新旧対照表の別表分を御参照願います。新旧対照表の改正前の欄は12月議会におきまして可決いただきました内容でございします。今回追加した職務につきましては赤字で表記をしております。まず1ページ目でございますが、上から統計調査員、産業医、嘱託医（内科）、続いて2ページ目をお願いいたします。嘱託医（歯科）、長与町地域包括センター運営協議会の委員、長与町地域ケア会議の委員。続いて3ページ目でございます。上から長与町農業委員会委員候補者評価委員会の委員。教育委員会の所管といたしましては、学校評議員、長与町立学校通学区検討委員会の委員、長与町学校運営協議会の委員、学校医（一般）、学校歯科医、学校医（耳鼻科）、学校医（眼科）。次に4ページへお願いいたします。上から学校薬剤師、学校産業医、以上16種の職種がございします。これらの職種の追加につきましては、改正法の地方公務員法第3条第3項第2号に規定する審議会等の委員に該当するものと、同項の第3号に規定する助言、調査、診断等を行う職に該当するものとして整理をしております。内訳として、第3条第3項第2号に該当する特別職として整理及び追加を行ったのが、長

与町地域包括支援センター運営協議会の委員、長与町地域ケア会議の委員、長与町農業委員会候補者評価委員会の委員、長与町立学校通学区区域検討委員会の委員、長与町学校運営協議会の委員。以上5職種でございます。第3条第3項第3号に該当する特別職として、総務省自治行政局からの通知に基づき整理を行ったのが、ただいま申し上げました5職種を除いた11の職種でございます。また、その他の整理といたしまして、5ページをお願いいたします。農業委員会所管の赤字表記をしている部分でございますが、長与町農地利用最適化推進員の報酬額を月額7,000円としていたものを、年額25万2,000円としております。なお、本表の掲げる職務の順序は、第5号議案と同様、町例規集の体系順序と合わせて整理をしております。なお、附則といたしまして、施行日を令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上が改正内容でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

産業医、町内にもおられると思うんですけども、ここの表には載ってないんですよね。学校医も今までおられたと思うんですよ。その方たちは今まで支給されてたわけですか。ほかの根拠で支給されてたのか。あるいは支給されてなかったのか。今回新たに支給されるのか。その辺りちょっと教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

これまで産業医、それから議員御指摘の学校医等々につきましては、先程説明で申し上げました非常勤特別職の任用の曖昧さって言うか、各取り扱いが違うという中で、私人への委託っていうところで整理をしております、その中での報酬の支払いをやってきたところです。今回、正式に通達が来たことによって、特別職の職員に該当するというところで今回上程をしたものでございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

それと顧問弁護士とか、本庁内の産業医おられますよね。労働安全衛生委員会とかに出席される。産業医は新しく含まれるこの60万の分ですか。分かりました。顧問弁護士は別ということですか。

○委員長（河野龍二委員）

関口係長。

○係長（関口直人君）

顧問弁護士につきましては、委託契約となっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程と同様の質問なのですが、この町長執行機関の町長部局と教育委員会に関する中で、そもそも委員は町長が委嘱なり任命をされるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

執行機関の長が委嘱ということで町長、教育委員会では教育長が委嘱しております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程もちょっと申し上げたように、多分議員も何人か入っておられるのかなと思うんですが、町長の執行機関の中でいろんな意見をまとめ上げるとか計画をまとめる中に、議員を委嘱されるという考え方が理解できない。あくまでも議会に上げられたものを議会が審査をする所なんで。その段階で議員に職を求めるといのがどうなのかなと思うんですが。先程問題ないってということだったんですけども、話題にもならないですかね。

○委員長（河野龍二委員）

市川主任。

○主任（市川雄也君）

御指摘のとおり、執行機関の附属機関として設置される附属機関の構成員で議員の方々が入るといことは、取り扱いとして慎重な検討が必要だという考え方がございまして、例えば長与町表彰審議専門委員会などでお願いしているところでもあるんですけど、住民の方々の意見を幅広く集めて御意見を頂戴するという意味合いで、個別に慎重に検討してした上での選任としておりますので、そういった取り扱いで配慮をさせていただいているということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

例えばこの都市計画審議委員会にも議員が入ってるわけですよ。重要なまちづくりとか、都市計画を決定して決めていくところなんです。当然、議会の中で揉ましているような内容なんです。そこに1人議員が入ってれば、非常に私はやりにくいんじゃないかなという感じもするんですけど。そこら辺は全然配慮してないでしょう。どうしても議員じゃなければだめなんだという理由があれば、ちょっと提案の趣旨とは違うんですけども、お示し願えればと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

委員の要件というところで全てを把握してるわけでもございませんが、先程担当が申し
たように、町民民意を反映するという観点から議員各位にも参画いただいた中で御意見
を賜るという趣旨でこれまできた。逆にそれが問題って言う発言が今まであったかと
御質問いただいておりますが、特段そういった意見は聞いていないところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

あくまでも議員がさせていただきますということじゃなくて、執行部の方からやってくだ
さいということをお願いをしておる。そういうことで理解してよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

4 ページの農業委員会の農地利用最適化推進委員。これが日額 7,000 円から年額
25万2,000 円に変更になった理由というのは、どういったものでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

御説明は担当課の方からさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

資料の 4、5 ページですが、農業委員会の農地利用最適化推進委員の報酬日額 7,0
00 円が、年額 25万2,000 円に改正された理由は何でしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田局長。

○農業委員会事務局長（村田佳美君）

農地利用最適化推進員の報酬ですけれども、これまでは日額報酬として総会に出席したり、現地確認等を行う上で月に2回ぐらいの活動をしていただいております。また、戸別訪問等、農家の方の御自宅に行っていただいて、今後の5年後、10年後の農地をどのようにするかを考えを聞いたり、地区の会議等にも参加していただくようなことになっておりますので、日額報酬にいたしますと、かなり出る回数が増えてくると思われまます。それに伴いまして、農業委員会の仕事として農業委員と農地利用最適化推進員は同じような仕事を一緒に戸別訪問等もしていただくようになっておりますので、そういうところを勘案いたしまして、今回、年額報酬とさせていただいたところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の御説明を聞くと、農地利用最適化推進委員の皆さんは仕事が増えて報酬が減ってような印象を受けるんですが、この辺は大丈夫なんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田局長。

○農業委員会事務局長（村田佳美君）

これまでも最適化推進員につきましても、地区の話し合いとかに参加されることもございました。事務局の方にそういった活動の状況が分からないところもありまして、できるだけ御報告はいただいておりますけれども、活動が今伸びてないという状況でございます。今後はそういった目に見えないところでの活動も報酬の方に反映していきたいと思っております、年額の方に変更させていただきました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

教育委員会所管だと思うんですけれども、学校評議員あるいは学校運営協議会が新たに加わってるんですが、学校評議員は前からありました。私もこの報酬額を知らなかったんですけれども、ほかを見ると大体7,000円かなと。これだけ4,000円と少ないわけですね。まずこの金額設定の理由を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

これまで学校評議員が報酬ではなく、報償費として支出をされておりました。その報償費が1回につき5,000円、報償費ですので費用弁償もつかない形での5,000円

でした。今回、報酬の方にきちんと明記するというところで、これまでの学校評議員についても金額を変えないというところで報酬を4,000円。それから費用弁償1,000円ということで、合計5,000円になるような設定をさせていただいております。それから、学校運営協議会につきましては、小学校については令和2年度からコミュニティスクールという形での運営を行うということになっておりますので、学校運営協議会の委員も学校評議員と同じ金額という設定をさせていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も一般質問させていただいて、この評議員と運営協議会が一体となってしなきゃいけないとは分かるんですけども。これはもう総務部の話になるかと思うんですけどもここだけ4,000円なんですよ。この金額の設定自体なぜ差があるのか。7,000円でもいいんじゃないかっていう感覚なんですけれども、なぜこの金額なのかお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

この報酬に関して確かに他との相違が見た目ございます。4,000円でいいという判断と言うよりも4,000円で改正を行う。この表に載せるということでの申し出があったところで、そのまま上程をさせていただいたというところがございます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

では、同じ質問を教育委員会の方にしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

先程も申し上げたんですけども、学校評議員自体、行うことは全く変わっていません。学校評議員はそのまま中学校は残るような形でこれまでと同様の業務をしていただくことになっております。今回報償から報酬にきちんと明記をしなければいけないと、報酬が変わるから金額も上がりますというのは説明がつかないのかなと。これまでと同様の金額で対応していただけないかということで、この金額を上げております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

人数を考えると学校運営協議会がかなりの人数だと思うんですね。町内の5校全部に。人数はつきり分かりませんが、10人、20人規模ぐらいになるのかとは思

うんですけれども、各学校にそれぞれ置くのでかなりの予算が必要かなと思います。そういう理由なのかなとまず思ったのが1つ。違うなら違うでいいんですけど。若干ずれるんですけれども、これ一般会計予算にちょっと踏み込むかもしれないんですが、県からの補助金等はあるんでしょうか。無いんでしょうか。それくらいでいいです。

○委員長（河野龍二委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

まず、コミュニティスクール、学校運営協議会を立ち上げるに当たって報酬をどうするかというところで内部で検討しました。県とかにも確認をしてるんですけれども、非常勤の特別職であるっていうその位置づけはあるんですが、必ずしも報酬を支払ってくださいというようなことは県の方では言われません。ですから、例えば壱岐市だったかどこかが報酬無しっていう自治体もあります。ただ、我々としてはやはり非常勤の特別職っていうところで、きちんと報酬はお支払いしなければいけないと。そこで今までの学校評議員会と同じ金額をお支払いすべきではないかという結論に達しました。そして、学校運営協議会の人数については10名以内というところで規則を定めております。その中には学校の先生とかも入ってくるようになりますので、全ての方に報酬をお支払いするわけではないんですけれども、これまでの学校評議員よりも人数はもちろん多くなってきます。そしてそれに対する県の補助金等についてはございません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の委員会の日程は以上で終了いたします。

次は月曜日9日、9時半から常任委員会を開会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時00分）